

- 本号の内容 1 大阪広域協主導の不当労働行為事件で3件目の勝利命令……p1
- 2 福島県4か所、徳島県3か所で報告集会……p2
- 3 “ネコの本”第2弾が発刊……p2

組合排除の不当労働行為事件、3件目の勝利命令 2/26大阪府労委、藤原生コン運送事件で

●日々雇用労働者の就労差別につき是正とバックペイを命令

2月26日、大阪府労働委員会が、藤原生コン運送事件で、日々雇用組合員6人に対する就労差別と18年7月以降の団交拒否を不当労働行為と認定。要旨、以下のような命令を下した。

- 1 会社は、組合員4人について、日雇労働被保険者手帳を使用して就労している、別の労働組合の組合員と同程度の頻度で雇用、就労させなければならない。
- 2 会社は、組合員4人に対し、2018年4月以降、再度就労させるまでの間、日雇労働被保険者手帳を使用して就労している、別の労働組合の組合員と同程度の頻度で雇用され、就労していれば得られたであろう賃金相当額の6割を支払わなければならない。(注①)
- 3 会社は、組合が平成30年7月4日付で申し入れた団体交渉(注②)に応じなければならない。
- 4 ポストノーチス

注① このほか、すでに組合を脱退した2人の元組合員について、脱退した時点までの賃金相当額6割の支払いを命じた。

注② 組合員の就労日数が激減していることについて抗議し、改善を求めたが、会社は日々雇用の問題は義務的団交事項ではないとして団交に応じなかった。

●大阪広域生コン協組の指示が背景

藤原生コン運送の就労拒絶と団交拒否の背景には大阪広域協の関西生コン排除攻撃がある。

2017年12月、関生支部と全港湾大阪支部は「運賃引き上げの約束を守れ」と要求してゼネストを決行したところ、大阪広域生コン協組は回答も示さず、逆に「ストは威力業務妨害」「関生支部は組織犯罪集団」などと非難して全面对決方針を打ち出した。そして、2018年1月23日には、「連帯との接触、交渉、面談は禁止。違反した場合は厳正に対処する」と加盟企業に指示した。さらに同年2月には、「連帯系輸送会社との取引禁止」も指示した。

今回、不当労働行為だと断罪されたのは直接には藤原生コン運送という企業だが、それは大阪広域生コン協組の責任をも問うものだといっている。(2ページに続く)

●勝利命令は徳島事件、加茂生コン事件につづき 3 件目

「関西生コン事件」は刑事弾圧と表裏一体の関係で、大阪広域協の指示にもとづく関西生コン排除のたくさんの不当労働行為事件が大阪府労働委員会にかかっている。このうち昨年10月には徳島事件、12月に加茂生コン事件で組合勝利命令が出されたのにつづいて、今回で3件目の組合勝利命令。反撃の条件がまたひとつ増えたことになる。

福島県4か所、徳島3か所で報告集会

●福島県平和フォーラム



福島では、県平和フォーラムのよびかけで、2月21日会津地区、25日福島地方、26日郡山地方、27日いわき地方の4か所で関西生コン事件報告集会を開催。勝島事務局長（平和フォーラム本部事務局長）の問題提起のほか、DVD「関西の生コン業界でいまなにがおきているか」（10分）の上映と小谷野書記長（全日建本部）の報告と質疑をおこなった。

（写真左は本田和夫・郡山地方労平和フォーラム議長。右は角田政志・県平和フォーラム代表）

●「2020春闘講座実行委員会」で徳島県内3か所

徳島県では「2020春闘講座実行委員会」（実行委員長、河村洋二・全港湾四国地方徳島支部ユニオン分会）が、徳島市、美馬市、三好市3か所で、春闘講座の一環として「スト→逮捕、抗議→逮捕そして労組つぶし」と題する講演報告。自治労はじめ若い活動家の姿が目立った。

◆ネコの本、第2弾 発刊

「関西生コン事件」を描いた本の第2弾が3月初め、発刊された。漫画の表紙や文中に登場する印象的な漫画のネコにちなんで”ネコの本”第2弾は、題して『労働組合やめろって警察に言われたんだけどそれってどうなの？（憲法28条があるのに…）』（表紙写真右）

今回もネコが大活躍。ジャーナリスト北健一さん、宮里邦雄弁護士、労働運動研究者の大御所・熊沢誠甲南大学名誉教授、海渡雄一弁護士の論稿をはじめ、鎌田慧さん・竹信三恵子さんの対談などが満載。資料として、労働法学会有志78人の声明、自治体議員124人の抗議声明なども収録されている。

* 発行元：旬報社、169ページ、定価1300円＋税

* 全日建で取扱い。頒価1200円（送料込み1300円）

